



望ましい運動部活動 の在り方（三訂版）

平成25年 4 月

茨城県教育庁保健体育課

体罰を防止するために

1 「しない」・「させない」・「許さない」

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養等に資するものであるといった部活動の意義を再度確認するとともに、教職員一人ひとりが体罰を絶対に起こさないという高い意識を持ち、適切に部活動指導をすることが大切である。

また、学校は、日頃から生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、教職員間で気になることがあれば、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど開かれた組織を確立することが求められている。そのためには、教育に携わる教職員として自らの職務を自覚し、体罰を「しない」、「させない」、「許さない」という高い意識を校内に浸透させることが重要である。

2 運動部活動における体罰の防止

試合に勝つことや強くすることに執着する中で、体罰を厳しい指導として正当化するなど、誤った認識に起因する事例が見られる。体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、これは絶対に許されるものではない。

校内研修や運動部活動顧問会議等の実施により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為です。

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(1) 校内体制のチェックポイント

- 学校組織として、体罰等の未然防止を図るための研修を実施しているか。
- 体罰等の相談窓口の周知や体制を整えているか。
- 厳しく生徒を指導するタイプの同僚に、指導を任せきりにしていないか。
- 体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐに止めさせることができるか。
- 教職員が校内に相談できる体制や教職員同士の協力体制も十分でない中で、周囲の期待に応えようと必死になり、焦燥感や自信喪失等精神的に追い込まれた状況がないか。

(2) 指導にあたってのチェックポイント

- 「子どものために」「指導方法の一つである」等の理由で、自分の行為を正当化して厳しい指導を行っていないか。
- 生徒との人間関係を過信し、1回くらい叩いても、生徒との信頼関係があれば大丈夫だというような思い込みはないか。
- 生徒への指導は、感情的にならず、冷静に行っているか。
- 他校よりも余計に練習しなければ絶対に勝てないと思っていないか。
- 生徒のよいところを褒めずに、悪いところばかり指摘していないか。
- 生徒の話をじっくり聴いたり、生徒が理解し、習得するまで待ったりするなど、ゆとりを持った対応や指導をしているか。
- 体罰は、生徒の人格を侵害する行為であることを理解しているか。
- スクールカウンセラーや養護教諭など、他の教職員等と連携して指導に当たっているか。
- 体罰を知ったら、速やかに管理職に報告・相談するなどの対応を承知しているか。

<参考>

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日付け文部科学省）

【部活動指導について】

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。
指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。
- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

3 体罰に関する主な判例

(1) 体罰に関する考え方

平成25年3月13日付け25文科初第1269号「体罰禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長）において、改めて懲戒・体罰に関する考え方や参考事例が示された。今後、懲戒・体罰に関する解釈・運用については、この通知によることとされている。

【懲戒と体罰の区別について】

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

【体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）】

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切、室外に出ることを許さない。

【認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）】

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

【正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）】

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

(2) 体罰に関する事例に学ぶ

① 体罰に該当する事例

[事例 ア]

中学2年生の男子生徒が、体育教諭から、あいさつをしなかったなどとがめられ、顔面を平手で数回殴打、腹を膝で蹴られ、傷害を負わされたと主張し、当該体育教師、市及び県に対し、300万円の損害賠償を求めた。

- ◇ 裁判所は、「当該有形力の行使が殴打・足蹴り等生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には、それ自体学校教育法11条のただし書きが禁止する違法な体罰である」として、30万円の損害賠償を認めた。

この判決では、当該生徒の身体に傷害の結果が生じたか否かが、「体罰」に該当するか否かの重要な基準になっている。

[事例 イ]

部活動において、気合い入れと称し、教師が自分の頬を生徒に叩かせたうえで、その生徒の頬を叩いた。

- ◇ 気合いを入れる目的であっても、教師が児童生徒に対し、または教師と児童生徒が相互に相手の身体に対し侵害を加える行為は体罰にあたる。

② 体罰に該当しない事例

[事例 ウ]

部活動中に声をかけたところ、反抗的な態度を示し暴言を吐いたため、別の場所で指導しようとして当該生徒の腕を握って引っ張った。

- ◇ 他の生徒の活動が妨げられることが予想されることから、別の場所に移動させ、冷静にさせた上で指導しようと促した行為であるため、体罰にはあたらない。

[事例 エ]

部活動中に、指導を無視し、顔をそらすような態度を示した生徒に対し注意を促したが、なおも顔を向けようとしなため、両手で頬をおさえて顔を向けさせた。

- ◇ その生徒にたとえ指導を無視しようとする意図が無かったとしても、部活動中、指導者に顔を向けないという状態はふさわしくない。注意を促したにもかかわらず、なおも顔を向けない態度に対して頬をおさえたのは体罰にあたらない。

③ 体罰に該当しないものの違法な懲戒とした事例

[事例 オ]

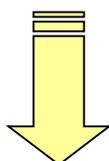
県立高校1年生の女子生徒が、体育の授業におけるバスケットボールの練習中に、相手チームにボールを奪われたとの理由で、教師から、体育館2階ギャラリ一手すり下のコンクリート床張り出し部分に指をかけてぶら下がる「必殺宙ぶらりん」（約3mの高さでの懸垂）を命じられ、バランスを崩して落下し、腰部を強打して10ヵ月入院し、退院後も通学困難、学業が遅れたとして、約1,138万円の損害賠償を求めた。

◇ 裁判所は、「当該教師には、故意の加害意志がなく、長時間にわたり懸垂させ肉体的苦痛を与えようとしたとは認められない」という理由から、本件行為は「体罰」ではないとした。そのうえで、補強運動としては非常に危険な方法で、懲戒の限度を超えた違法なもので過失があるとして、不法行為であることを認め、520万円の損害賠償を認めた。

この判決では、故意の加害意思の有無を体罰に当たるか否かの重要な基準としている。また、「体罰」に当たらない場合でも、過失があれば、違法な懲戒行為として不法行為となる場合があることを明示している。

裁判所は判決の理由の中で、体育授業中における懲戒行為は、①その方法が通常行われているもの（たとえば運動場内のマラソン、うさぎ跳び、正座など）にして社会通念上相当にしてかつ危険を伴わないものたることを要する。②懲戒行為をするについては、教師の正当な指導行為に対して故なく従わないなど生徒の側に懲戒に値する行為があったことをも要する。としている。

この基準によると、試合に負けた罰として、炎天下で給水をさせず長時間のうさぎ跳びをさせた場合は、違法な懲戒行為に該当する可能性がある。



同様に下記のような行きすぎた指導については……

- ・ 部活動の練習試合で、これまで負けたことのない相手チームに負けたため、試合終了後にグラウンド50周（10km）を走らせた。
- ・ 野球部の部活動中に、ミスの多い生徒に向かって特別練習と称しノックを課し、その生徒の意識がもうろうとして倒れた後もボールを打ち込み続けた。
- ・ 部活動の練習に遅刻したという理由で、長時間大雨の中グラウンドを走らせた。
- ・ 部活動において技術の獲得に時間のかかる生徒に、「ぐず」「心が腐ってる」などと毎日のように暴言を吐いた。

◇ 上記の例については、直接的に有形力の行使を行っていないが、生徒の健康状態への配慮や効果的な指導、教育的配慮といった観点からも、行きすぎた指導であり、運動部活動の目的に照らし合わせても、行ってはならない行為である。

判例等に照らし合わせると、違法な懲戒行為に該当する可能性がある。

4 事例に基づく研修資料

Q 次の運動部活動における体罰の事例について、どのように指導すればよかったかなど、別の対応方法を考えてみましょう。

3年生にとっては最後となる総体を再来週にひかえ、部活動顧問のA教諭は、最終調整のため他校と練習試合を組んだ。

その最中に、怠慢なプレーをしてミスが多かった部員がいたため、喝を入れる必要があると考え試合後呼び出した。そして「ふがないプレーをするな。3年生にとって最後の総体なんだぞ。」と怒鳴り、これからグラウンドを10周走るよう指示を出したところ、不服そうな態度を見せたため、当該部員の左頬を右手の平手で1回叩いた。

A教諭の近くには同部副顧問のB教諭がいたが、その状況を傍観しているだけであった。

翌日、相手チームの保護者からA教諭の勤める学校に、その様子を知らせる電話が入った。

A・B教諭の行為について

顧問会議等で出された対応方法